

盛岡市サテライトオフィス設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 産業の振興及び雇用の機会の創出を図るため、製造業等事業者がサテライトオフィスを設置し、サテライトオフィス従事者に業務を行わせる場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等事業者 平成25年総務省告示第 405号に定める分類表に規定する事業のうち製造業又は情報サービス業を主たる事業として行う者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 岩手県の区域外に主たる事業所を有していること。
 - イ サテライトオフィスを設置した後引き続き2年以上サテライトオフィス従事者に業務を行わせようとする者であること。
 - ウ 当該年度において当該補助金の交付を受けていないこと。
- (2) サテライトオフィス 一の事業所における業務の一部を、当該事業所の所在地とは別の場所において行うことを目的として市の区域内に設置する事業所をいう。
- (3) サテライトオフィス従事者 サテライトオフィスにおける業務に従事する者で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 期間の定めのない労働契約又は期間の定めがある労働契約のうち当該期間の更新を予定しているものに基づき雇用される者
 - ウ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者である者

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定める額とする。

経費	補助額
(1) サテライトオフィスを設置する施設の新築、増築、改築又は模様替に要する経費	次の各号に掲げるサテライトオフィス従事者の数の区分に応じ、当該各号に定める額
(2) サテライトオフィスにおいて使用する備品の購入及び運搬並びに情報システムの導入に要する経費	(1) 1人以上4人未満 当該経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
(3) サテライトオフィス従事者が行う業務に要する経費のうち、電気通信回線の使用に	以内の額。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

<p>係る経費及びサテライトオフィスを設置する施設の賃借料（いずれも令和3年度の末日までに支払いの義務が生じるものに限る。）</p>	<p>(2) 4人以上20人未満 当該経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円を限度とする。</p> <p>(3) 20人以上 当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度とする。</p>
--	---

（補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和3年度の末日とする。この場合において、当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 当該補助金に係るサテライトオフィスの設置を行った事業者数

(2) 当該補助金に係るサテライトオフィス従事者の人数

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		

規則第17条第1項	1 補助金交付請求書 2 その他市長が必要と認める書類	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。